

上智大学委託研究規程

制定 昭和62年4月1日

改正 平成8年7月1日 平成14年10月1日
平成17年10月1日 平成20年4月1日
平成23年7月1日 平成26年4月1日
平成28年4月1日 2022年（令和4年）12月1日
2024年（令和6年）5月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、上智大学（以下「本学」という。）における委託研究の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において「委託研究」とは、本学が学外機関等（以下「委託者」という。）から委託を受けて本学において行う研究で、これに要する委託研究費を、委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「外国の政府等」とは、外国の政府、及びその団体若しくは個人又は国際機関若しくは国際的に組織された団体をいう。

（委託研究担当者等）

第3条 本学で委託研究にあたる者（以下「委託研究担当者」という。）は、本学の専任教員とする。ただし必要と認められる場合には、本学の専任教員、大学院生及びその他の者を研究補助者として加えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、特段の事情がある場合は、学長に申し出て承認を得ることで、専任教員以外の者が委託研究担当者になることができる。

（受入基準）

第4条 委託研究の受入れは、本学の教育・研究上有意義であり、本来の教育・研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限る。

2 委託研究を受け入れた後、前項の基準に適合しない事態が生じた場合には、本学は研究の中止を命ずることができる。

（委託研究の申込み）

第5条 委託者は、委託研究申込書（様式第1号）により、学部長、研究科委員長又は研究機構長を経由して、学長に申し込む。

（委託研究の受入申請）

第6条 委託研究の申込みがあった場合、委託研究担当者は、委託研究受入申請書（様式第2号）及び委託研究費算定明細書（様式第3号）を作成し、前条に定める委託研究申込書（様式第1号）とともに、学部長、研究科委員長又は研究機構長を経由して、学長に提出しなければならない。

（委託研究の受入の決定）

第7条 学長は、前条の申請があった場合、委託研究の受入れの可否を決定する。

2 外国の政府等からの委託研究の受入れの可否については、高等教育常務会において審議し、これを決定する。

（委託研究契約の締結）

第8条 理事長は、前条の決定があった場合、委託者と委託研究契約を締結する。

2 委託研究契約書には、特段の事情がない限り、次の各号に定める事項を定めなければならない。

（1）委託研究題目及び内容

（2）委託研究担当者及び必要あるときは補助者

（3）研究期間

- (4) 委託研究費の取り扱いに関する事項
 - (5) 研究報告の方法
 - (6) 研究成果の発表方法
 - (7) 知的財産権に関する事項
 - (8) その他実施に関する必要事項
- (委託研究費等の取扱い)

第9条 委託研究費の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、上智学院経理規程の定めるところによる。

- 2 委託研究担当者は、委託研究費から一般管理費（委託研究費の10%）を差し引いた額を、当該研究に使用することができる。
- 3 前項にかかわらず、競争的研究費等に係る間接経費が本学に収納されたときは、直接経費の5%を一般管理費として間接経費から徴収する。この場合において、間接経費の取扱いは、経理委任を受けた研究助成金の間接経費取扱要領に定めるところによる。
- 4 前二項にかかわらず、委託者に定めがある場合は、その定めに従う。

(手当・謝礼金等)

第10条 第18条に定める補助者に対する手当及び謝礼金の支払いに関しては、委託研究担当者が委託者と協議の上、決定する。

(委託研究費の不足)

第11条 委託研究担当者は、当該研究実施中特に多額の費用を要し、納付された委託研究費に不足を生じると認めるときは、その追加について委託者と協議する。

(教育・研究の優先)

第12条 施設・設備等の使用については、本学の教育及び研究が優先する。

(施設・設備等の改造禁止)

第13条 委託研究のため施設・設備等の大規模な改造をしてはならない。

- 2 許可を受けて小規模な改造を行った場合、又は破損した場合には、すべて使用者において原状に回復しなければならない。

(提供物品等の管理)

第14条 委託研究のため委託者から提供された物品等の管理、取扱い等については、委託研究契約締結時に定める。

(取得物品等の帰属及び処分)

第15条 委託研究のために購入及び寄贈により取得した機器・備品・図書・消耗品等は、本学に帰属する。

(委託研究の完了報告)

第16条 委託研究が完了した場合、委託研究担当者は、委託／学外共同研究完了報告書（様式第4号）を作成し、学部長、研究科委員長又は研究機構長を経由して、学長に提出しなければならない。

(委託研究にかかわる成果等の帰属)

第17条 委託研究にかかわる成果の知的財産権等の帰属は、学内関連規程等に従い、委託者と協議のうえ決定する。

(学外補助者)

第18条 委託研究担当者からの申請に基づき、学長が必要と認めるときは、委託者が派遣する者を一定期間補助者として受け入れることができる。

(事務局)

第19条 委託研究にかかわる経理、人事、施設設備等関係以外の事務は、学術情報局研究推進センターの所管とする。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、学院の定める手続により行う。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1996年（平成8年）7月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2002年（平成14年）10月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2005年（平成17年）7月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2008年（平成20年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2011年（平成23年）7月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2022年（令和4年）12月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2024年（令和6年）5月1日から改正、施行する。

様式第1号・様式第2号・様式第3号

様式第4号